

6. 事業内容

本申請事業は、ダッカ市バッド地区において、現地提携団体所属スタッフ（「1. 青少年の能力強化：コーディネーター1名、インストラクター8名」、「2. 社会啓発活動：コーディネーター1名、コミュニティ訪問スタッフ5名、ファシリテーター2名」）と連携し、非正規企業で働く青少年の生活環境向上を目的に、大きく次の2つのコンポーネントを実施する。本事業は、SDGs目標4. ターゲット4.4「2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる」並びに目標8. ターゲット8.5「2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに、同一労働同一賃金を達成する」に該当する。

弊団体からは短期出張ならびにEメール、電話、通信アプリ等で現地と緊密に連絡をとり、事業運営を行う。

1 青少年の能力強化

1.1 職業訓練の提供

●対象：非正規企業で働く青少年400名

●活動：1年次から引き続き職業訓練6コース（「工業ミシン稼働」、「家庭電気配線と軽家電」、「電子基盤・機器修理」、「携帯電話修理」、「冷蔵庫・エアコン修理」、「バイク修理・メンテナンス」）を提供する（各コース3時間/日×6ヶ月コース、1日2シフト、年間2期を異なる参加者に実施する）。

2年次中間時に「職業訓練カリキュラム見直しワークショップ」を正規企業と実施し、企業のフィードバックを受け授業内容を改善、更新する。インストラクターに対して「教授法に関する研修」を実施、さらに、授業内容がより実践的になるようインストラクターに対して「正規企業における研修」を実施する。職業訓練にて使用する機材についてリストを作成するとともにシリアルナンバーを付し、管理を行う。事業終了後は現地提携団体が管理責任を負う。

また、1年次同様、訓練開始前に「訓練候補生・保護者に対する説明会」、訓練開始後に訓練生に対して「キャリアプラン策定ワークショップ」を実施し、訓練生と保護者が訓練内容や訓練修了後の進路について理解し、主体的に参加できるようにする。

1.2 就職支援

●対象：職業訓練修了生360名（中途退学の可能性を鑑み、受講生の80%の修了を想定）

1.2.1 正規企業就職斡旋

●活動：

①正規企業への就職：コーディネーターが中心となり、正規企業15社ほどと定期的にミーティングを継続し、訓練修了生の就職を斡旋する。正規企業との信頼関係が構築されたことで、1年次より採用率の向上を図る。また、非正規企業雇用主も訓練生の正規企業への就職に理解を示してもらえるよう、正規企業、非正規企業の「ネットワーキング」会合を年2回行う。加えて、正規企業と関係性を構築し、修了生の就職を押し進めるため、「修了生受け入れ企業とのミーティング」を年4回実施する。

1年次に就職した修了生が企業に定着するよう、各企業四半期に一回程度ミーティングや電話連絡をとりフォローアップを行う。

②訓練生の就職準備：正規企業への就職に備え、「面接の練習、履歴書の書き方などを教えるワークショップ」を職業訓練各期終了時に実施する。修了生には必要に応じて、正規企業で「オン・ザ・ジョブ・トレーニング（OJT）」

を実施する。

③情報収集の場：正規企業雇用主を招待し、訓練生への「企業合同説明会」を行う。また、訓練生、修了生、正規/非正規企業雇用主が集まる「年次集会」を開催する。年次集会では修了生が正規企業での勤務実態や自身の経験などを訓練生に共有し、訓練生のモチベーション向上、採用可能性を向上させるとともに対象者同士の関係性構築を図る。

1.2.2 個人開業支援

●活動：各訓練コース終了時に、個人開業支援を目指す訓練生に対してビジネスの基礎、価格設定、帳簿のつけ方、接客・交渉スキルなどに特化した「個人開業支援ワークショップ」を実施する。

2. 社会啓発活動

2-1. 非正規企業の能力強化

●対象：非正規企業 125 社（3 年間通じて同じ企業を対象とする）

●活動：

①雇用主を対象とした研修：125 社の雇用主全員が 1 年次に子どもの権利、安全配慮義務、労働法など関する研修を受講しており、その知識定着を確実にするため、一部雇用主に対して復習「非正規企業雇用主研修」を実施する。

②非正規企業実地改善：コミュニティ訪問スタッフによる各企業年 4 回程度の訪問を継続し、1 年次に実施・策定した 125 社の非正規企業評価、環境改善計画をもとに、具体的な労働環境改善案（採光・気温・安全性を考慮した労働環境の整備、ゴーグル・手袋など必要な備品の整備や青少年の通学が可能となるよう配慮するなど）について方法を検討、実践していく。

2-2. コミュニティの能力強化

●対象：保護者、コミュニティの人々、青少年、政府職員など約 70 名

●活動：1 年次に設立した 5 つの Community Watch Group（CWG：地域の有力者、保護者、地域行政の代表者などから形成）は非正規企業が法令を遵守し、青少年の権利保護がなされているかどうかをモニタリングする役割を負う。各 CWG が 1 年次から継続して非正規企業のモニタリングを実施し、グループごと年 4 回のミーティングで進捗状況の共有を行う。また、1 年次に従業員からの意見収集を目的として各非正規企業に設置した意見箱については、CWG や非正規企業雇用主立ち会いのもと内容を確認し、問題の解決や改善を促す。

2-3. 青少年能力強化

●対象：2.1 の非正規企業で働く青少年約 270 名

●活動：青少年グループ（各 25～30 名×10 グループ）は、青少年同士情報交換をしたり、子どもの権利などについて理解を深めるため、各グループ年 4 回「青少年グループミーティング」を実施する。また、子どもの権利や労働法について 1 年次に研修を受けた「リーダーからグループメンバーへ研修」を行い（各グループ 1 回）、「青少年グループによる啓発活動」を年 4 回実施する。本年次ではグループメンバーを中心に、雇用主やコミュニティの人々に対して子どもの権利や労働環境改善に関するプレゼンテーションや啓発活動をできるようになることを狙う。

直接裨益者：非正規企業で働く青少年 670 名（職業訓練生 400 名、青少年グループ 270 名）、非正規企業雇用主 125 名、地域住民 70 名

間接裨益者：訓練生の家族約 2,000 名（400 名×約 5 名）、非正規企業における労働環境が良くなった人数約 750 名（125 社×約 6 名）

7. これまでの成果、課題・問題点、対応策など

①これまでの事業における成果（実施した事業内容とその具体的成果）

- ・採用市場に合致した職業訓練 6 コースを 1 期実施し、216 名が受講、215 名が修了した（99.5%）。また、正規企業 15 社と関係性を構築し、現在修了生のうち 50 名が正規企業に就職（25 社）、17 名が OJT を受けている。また、修了生 28 名が個人事業を開始している。現在、面接を実施し結果待ちの修了生もあり、就職人数は日々増加している。今後も、特に職業訓練開始が遅れたバイク修理・メンテナンスコースを中心に企業、修了生のフォローアップを実施し、就職を推し進める。
- ・非正規企業 150 社の企業評価を実施し、労働環境改善についても提案を行い、すでにトイレを設置したり、電球をつけるなど環境改善を実践し始めている雇用主もいる。
- ・CWG を 5 つ立ち上げ、研修を通して労働法や子どもの権利について理解を深め、非正規企業のモニタリングを徐々に開始している。
- ・青少年グループを 10 グループ立ち上げ、研修やミーティングを通し、ファシリテーションスキルや子どもの権利等について知識を学んだ。1 年次に、コミュニティや非正規企業雇用主などに対して絵画や劇を通した啓発活動を 2 回実施した（参加者計 401 名）。また雇用主に対して職場環境改善を求めて自身で交渉をできるようになった青少年もでてきている。

②これまでの事業を通じての課題・問題点と対応策

1. 正規企業が採用に対して積極的な意志を示す一方、職業訓練修了生がダッカ市以外での就職を好まず、採用ニーズと修了生の希望が合致しないケースがある。

【対応策】

職業訓練第 2 期より、職業訓練受講前に実施する説明会をはじめ職業訓練実施中も、ダッカ市外の就職における会社からの住居支援や昼食の提供等のメリットを正規企業職員や本事業スタッフから説明し、ダッカ市外の就職も促す。

2. 非正規企業の労働環境アセスメントを実施し、非正規企業も現在の労働環境を認識、環境改善に向けて努力を始めているが、改善項目が多く、零細企業のキャパシティでは限界があるとの声が挙げられている。特に、長靴、作業用手袋、作業用メガネ、ヘルメット、救急箱、消火器等は対象企業の 95%～100%が整備していない。

【対応策】

非正規企業の自助努力を促しつつ、改善の初期に一部サポートを実施し、その効果を実感してもらい、非正規企業自身による改善の後押しをする。

8. 期待される成果と成果を測る指標	貧困層・低所得の家庭出身で訓練を十分に受けられず、低賃金・劣悪な環境の非正規企業で働いていた青少年 400 名が、正規企業への就職あるいは起業に必要な技術、知識を習得し、給与・将来性の高い職を得られるようになり、貧困の連鎖から抜け出せるようになる。 また、非正規企業雇用主への研修、継続的な実地指導を通し、労働環境改善計画が実行される。さらに、コミュニティ、青少年による労働環境改善に向けたモニタリング、啓発活動が実施できるようになる。これらの活動を通し、働きがいのある人間らしい職場の達成が見込まれる。 指標（【】内は確認方法） ●青少年能力強化 ・企業からのフィードバックを受け、カリキュラム改善を行い、職業訓練 6 コース分改善されたカリキュラムができる。【ワークショップ議事録、改善されたカリキュラム】 ・非正規企業で働く 400 名が職業訓練を受講し、90%が修了する。【各職業訓練コース出席率、修了試験結果】 ・修了生のうち、80%が正規企業に就職もしくは個人開業する。【正規企業、修了生への聞き取り】 ●社会啓発活動 ・労働環境改善計画に基づき、80%の非正規企業で具体的な環境改善案が少なくとも 1 つ実施される。【非正規企業労働環境改善計画、非正規企業への聞き取り】 ・CWG がモニタリング方法、コミュニケーション方法について理解し、月に 1 回程度モニタリングを行う。【CWG メンバーへの聞き取り】 ・青少年グループのリーダーがプレゼンテーションや啓発活動を実施できるようになる。【啓発活動議事録、スタッフの観察】 本事業終了後も、現地提携団体が主体となり職業訓練を継続する。現在提携団体が他地域で初等大衆教育省（MoPME：Ministry of Primary and Mass Education）と連携し、職業訓練を実施していることを踏まえ、MoPME との協働を念頭に調整を行う。また、CWG は事業終了後も非正規企業のモニタリング、コミュニケーションを継続することが期待され、事業終了後も提携団体が地域を訪問し、CWG の活動状況を確認する。 資機材管理（所在、使用状況等）、職業訓練実施状況等、事業終了後も弊団体は提携団体を通し、フォローアップを実施する。
9. 人的体制	本申請事業は、現地 NGO、Society for Underprivileged Families (SUF) を現地提携団体とし、弊団体本部事業担当とメール、通信アプリ等を利用し、密接に協議、調整しながら、SUF 所属スタッフ 25 名（事業統括、プロジェクトマネージャー 1 名、職業訓練事業担当コーディネーター 1 名、インストラクター 8 名、コミュニティ担当コーディネーター 1 名、コミュニティ訪問担当 5 名、ファシリテーター 1 名、アシスタントファシリテーター 1 名、経理 1 名、経理補佐 1 名、庶務 1 名、清掃担当 1 名、警備員 2 名）で構成されるチームが事業の運営にあたる。主に職業訓練事業担当コーディネーターとインストラクターが事業内容「1. 青少年の能力強化」を担当し、コミュニティ担当コーディネーター、コミュニティ訪問担当、ファシリテーターが事業内容「2. 社会啓発活動」を担当する。現地雇用スタッフに関しては、SUF が直接雇用するが、人員選定、職務については弊団体、SUF で協議の上決定する。